

お知らせ

国では、令和3年5月7日（金）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、現在、発出されております緊急事態宣言の期間を令和3年5月31日（月）まで延長することが決定されました。

大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、府民に対して、令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるとともに、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出及び都道府県間の移動の自粛」や「貸館、貸会議室などの原則休館」が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について、令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで延長するとともに、市主催の市民が参加するイベントや集会について、原則、延期及び中止するほか、公共施設等について原則休館することを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、公共施設等の休館に伴い、利用が取消となりますので、利用料金を既にお支払い済みの場合については、全額還付いたします。

利用者の皆さまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、利用取消申請及び利用料金の還付申請の手続きをお願いいたします。

なお、利用者の皆さまには、医療提供体制が極めてひっ迫している状況を踏まえ、緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛等の要請を踏まえていただくとともに、自己への感染を回避、また、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。